

次に雇用継続給付基本給付金の計算です
対象月の賃金18万円は60歳到達時賃金30万円の60%ですので
 $18万円 \times 15\% = 2万7000円$
これが高年齢雇用継続給付の金額です。

そして、この雇用継続給付がもらえるなら、もう少し年金減らしても大丈夫ですよ？というのが雇用保険と年金との調整なのです。

この、雇用継続給付が15%もらえる場合
標準報酬月額18万円の6%がさらに年金から引かれます。
 $18万円 \times 6\% = 1万800円$

結局2万5000円 + 1万800円 = 3万5800円が年金から引かれ
年金額は1ヶ月あたり11万4200円となり
給料18万円 + 年金11万4200円 + 雇用継続給付2万7000円
真砂子さんの1ヶ月あたりの収入は計32万1200円
となります。

60歳のときより多いし、いいやん！では済みません。
雇用保険も厚生年金も今まで保険料を払っているからこそこの給付です。
将来に備えて頑張って払っていた保険料なのにと
友人は、納得がいかない！を乗り越して憤懣やるかたない！と怒ってます。

私も同感です。

★年金トピックス～年金基礎知識～その24～

満額の老齢基礎年金を貰うには

来年「ぐらいから60歳を迎える団塊の世代の方は昭和40年代初めに20歳を迎えていらっしゃるね。
団塊の世代の皆さんが20歳当時、既に就職なさっている方、家業を継がれた方、大学に進学した方、いろいろ進路は分かれていたはずですが、
しかし、就職された方以外が加入することのできる、国民年金制度に加入なさった方は、
自営、学生を含めて少なかったのではないかと思います。
国民年金で満額の年金を受け取ることが出来るのは、40年間保険料を納める
ことが必要です。

私の場合ですと、20歳から就職までの2年間が未加入ですので、60歳まで保険料を払い続けても、38年間となります。団塊の世代の方は、このようなケースが少なくないのでは？と思います。

私が20歳になった当時は、国民年金の制度が誕生して10年程度、国民年金についての情報も殆どなく、年金制度についての啓蒙活動もあまりなかったように記憶しています。

定年年齢の延長で60歳以降も会社で働き厚生年金の被保険者であれば2年間はクリアできますし、国民年金の第1号被保険者の場合任意加入という制度もあります。

☆ ↑ 上記赤字部分の削除をお願いいたします。

60歳以降の厚生年金の第2号被保険者期間は、老齢基礎年金の計算額には反映されません。

誤りをお詫び申し上げます。

もし、任意加入して2年間保険料を納付するとして、

保険料 **332,640円** (平成18年度保険料額)

* 年間280円の保険料額アップがなく、保険料改定率も変更されないとした場合でも

38年加入と満額加入の1年間あたりの年金額の差額が **40,000円弱**
(平成18年度年金額として)

う～～ん、さてどっちが得か？軽々に判断できないのが年金の難しいところだと思います。

~~~~~編集後記~~~~~

私事ですが、明日2日からやっと遅い夏休みを  
3日間いただき、善光寺にお参りにいけること  
になりました。

嬉しいです！

では、9月10日にまた！

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所

社会保険労務士 & 年金コンサルタント

西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

~~~~~  
西尾雅枝の年金メールマガジン〜どんとこい！年金〜

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>  
~~~~~